

国会周辺や議員宿舎に制服警官が常時警備をし、また、特定の議員に対しても私服の警備がつくという、異常な事態が出現したことは、御承知の通りであります。わが国議会史上まことに忌しましい汚点を残したものといふべきであり、一刻も早くかかる異常な状態を解消しなければ、わが国の民主主義、議会政治の前途が危ぶまれるのであります。(拍手)

めには、政治テロを憎む国民世論のきびしい意思を明確に打ち出すことでもあります。本法案は、このような国民世論の決意を迫るために提案したものであります。

を損壊するなどの暴力事犯が発生することもありますが、このような違法な行為についても公正に取り締まるべきことは言うまでもありません。しかししながら、テロも悪いがデモも悪いとか、テロの原因は違法なデモにあるなど

テロを生み出す社会風潮の一掃をはからなければなりません。しかし、これがは、一朝一夕にしてなるものではなき、長期にわたる政府、与野党の努力に待たねばならないと信するのであります。

要最小限の緊急措置として、とりあえず、三年間の時限立法として立案されたものであります。刑罰の強化によって政治テロを防止するというのには、政策としては下の下策でありますが、真にやむを得ざる現実的な措置で

およそ、相手方の言動が自己の政治上の主義、信条と相いれないからといつて、その相手方を殺傷するがこと

警察首脳に政治テロ根絶の決意さえあれば、現行法令をもつてしても、政治テロを取り締まり、予防鎮圧すること

要なことがあります、問題は、民主主義が危機に瀕している今日、最も凶悪な政治テロ犯罪をいかにして防止するか

る資金源を究明し、その政治資金を規正することも必要でありましょうし、また、政治テロを煽動する団体その他

れさえある警察官の取り締まり権限強化をはかる銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正、破防法その他の法令の改正

き政治テロ行為は、最も憎むべき、また、最も凶悪な犯罪であり、民主社会の敵、国民共同の敵であるといわなければなりません。（拍手）何となれば、政治テロは、民主主義の大前提である言論及び政治活動の自由を侵害し、民主主義の根幹をゆるがすものだからであります。かかる政治テロを根絶するには、何よりもまず、生命は尊貴である、一人の生命は全地球よりも重いといふ、最高裁判所判決に示された生命尊重の精神に徴し、いかなる動機、原

は、必ずしも不可能ではないのであります。ただ、政府・与党にその熱意がなく、全く焦点のぼけた暴力対策を立案したり、デモもテロもともに暴力犯罪として公平に取り締まるべきだと、テロ以外の一般暴力犯罪の防止も必要だとか、当面する政治テロ対策を一般の防犯対策の中に埋没してしまおうとしておりますが、これは、政治テロ対策をこまかし、糊塗しようとするものであります。責任ある政府・与党の態度としては、まことに不可解干

するか、これが根絶策いかんであります。そして、政治テロに対しても、厳罰をもつて臨まんとする本法案こそ、当面の必要性の最小限の立法措置であると確信するものであります。（拍手）社会党は、政府・与党が政治テロ対策につき治安の責めを果たさうしないので、やむを得ず、責任ある野党として本法案を提出した次第であります。（拍手）

を規制することも必要であります。さらに、また、政治テロに走るおそれのある青少年に対する根本的な指導、積極的な対策が必要であります。単なる不良青少年に対する防犯、矯正等の消極的対策だけでは不十分であります。自分の生活に明るい希望の持てる健全な社会人としての青少年育成策、これが青少年をテロに走らせない根本策であろうと信ずるのであります。政府・与党がかかる根本策に手を触れこそが青少年をテロに走らせない根本策であると信ずるのです。政

はその必要がなく、左右を問わず、政治テロのみを対象とした最小必要限度の単独立法で、しかも、暫定立法で対処すべきものと考えるのであります。第三に、本法案のねらい、すなわち、その目的について申し上げます。言うまでもなく、本法案は、刑法の特別法として、テロ犯罪に対し、刑罰を加重することによって、すなわち、懲罰主義の威嚇力によつてテロ犯罪的一般予防をはからうとするものであります。死刑その他の極刑の威嚇によつ

因があろうとも政治テロは絶対許されないといふ、国民世論のかたい意思を表明する必要があります。右翼テロリストは、愛国の美名のもと、殺人も社会的に許容されるもの、少なくとも、国民大衆の同情や共感が得られるもの、と盲信しているようですが、このような危険な誤った妄想を打ち碎くた

万であります。(拍手)
政治テロは、言うまでもなく、人を
殺傷する行為であり、あらゆる暴力犯
の中でも最も凶悪な犯罪であります
が、これに反し、デモは、言論表現の自由
として、憲法や法令で保障された国民
の基本的権利であります。(拍手)た
だ、デモの行き過ぎから、派生的に器物

当面の政治テロ防止策として緊急やむを得ない、最も現実的な立法措置であるということになります。

政治テロを根絶するためには、テロを憎み、テロを断じて許さぬという強固な国民世論を背景としなければなりませんが、それと同時に、池田総理の言う政治の姿勢を正すことによつて、

れりと考へてゐるならば、それは眞の
防犯対策とはなり得ず、いわんや、長
期の政治テロ根絶策とはとうていなり
得ないものといわなければなりませ
ん。

でテロ犯罪を一般予防しようとするものであります。私たちは、一般犯罪の防止策として、現行刑法以上の厳罰主義をとることには、原則として反対であります。刑は刑なきを期することが刑事政策の理想でありまして、いたずらに厳罰主義をもつて犯罪の防止をはかることは、時代逆行のそりを免れ

殺傷する行為であり、あらはる暴力犯罪の中でも最も凶悪な犯罪であります。これに反し、デモは、言論表現の自由として、憲法や法令で保障された国民の基本的権利であります。(拍手) たゞ、デモの行き過ぎから、派生的に器物

るということになります。
政治テロを根絶するためには、テロ
を憎み、テロを断じて許さぬという強
固な国民世論を背景としなければなり
ませんが、それと同時に、池田総理の
言う政治の姿勢を正すことによつて、

本法案は、政府、与野党が話し合いで、
によって真剣に政治テロ根絶の抜本策
を樹立し、長期施策を講ずるまでの必
得ないものといわなければなりません
ん。

防止策として、現行刑法以上の厳罰主義をとることには、原則として反対であります。刑は刑なきを期することが刑事政策の理想でありまして、いたずらに厳罰主義をもつて犯罪の防止をはかることは、時代逆行のそりを免れ

ませんし、近代刑法理論の進歩に背を向け、刑罰緩和化の歴史にもそむくことになりました。しかしながら、民主主義を圧殺し、文明を破壊せんとする政治テロに対しては、民主社会防衛のために極刑をもつて臨むことも真にやむを得ないところであろうと信じます。

歴史の発展を阻止しようとする反動的な政治テロに対し極刑をもつて臨むことは、何ら文明の名に恥じないものと信ずるのであります。(拍手)私たちが信するのであります。(拍手)私たちには、刑罰の威嚇力が絶対的なものとは考へませんが、相対的には相当の効果を期待し得るものと考えるのであります。また、政治テロこそは、最も凶悪な犯罪であり、強盗、殺人犯以上の極刑に値することを、政治テロ犯人に知らしめるためにも、敵討主義の法定義が必要であると確信いたします。さらにも、本法案の敵討主義は、單なる報復主義に基づくものではないのであります。刑罰理論は、復讐刑から応報刑へ、さらに、一般予防、特別予防から教育刑へと進んで参りましたが、刑罰の本質としては、道義的応報の要素は否定し得ないのでありまして、いわゆる罪の償いは当然しなければなりませんが、単に私的、感情的な報復観念に根ざすものであつてはならないことは言ふまでもありません。

次に、本法案に盛られた敵討主義は、いわゆる確信犯人に対してはほど

んど威嚇力を持たないのでではないか、との疑問が当然起るであります。もとより、確信犯、思想犯に対する刑罰の威力は大きな効果を期しては、刑罰の威力は大きなかく待できないであります。しかし、問題は、政治テロ犯人ははたして確信犯なりやいなやであります。その政治的な主義、信条については思想的な確信を抱いている者もありましようけれども、自己の信奉する政治的主義の実現のために人を殺すことのできる正当性、必要性を確信する犯人は、はたして何人いるでありますよ。いわんや、自己の生命を犠牲にしてまで反対者を殺傷せねばならぬとの決意をもつて臨むテロリストはきわめて少ないのであります。主觀的には、崇高な目的達成のために凶悪な手段も正当化され、少なくとも、社会的には許容され、同情を受ける、また、裁判上も死刑だけは免れるとの甘い考えを持ったテロリストも相当多いのではないかとも考えられるのであります。テロ殺人実行の後、必ず死刑になるとわかつていて、なおかつテロ殺人を敢行する確信犯人は、今日ではきわめて少なく、従つて、テロ犯人に対しても死刑の威嚇力は相当大きな効果はあると考えられます。さらに、私たちは、殺人の正当性や必要性を確信するごく少數の信者に対しては、殺人確信犯人であるからこそ、その犯罪に対して、

待かないであります。しかし、度に発達して、平和な民主社会が実現し、死刑の威嚇による犯罪の防止を必要とする時代の出現を待望しておりますが、現在は、残念ながら、制度としての死刑を廃止する段階には至っていませんと考へるのであります。健全な国民感情は凶悪犯人に対する死刑を少なくとも是認していると確信するのであります。

最後に、本法案の内容について簡単に御説明を申し上げたいと思います。本法案は、わずか十二カ条からなる刑法の特別法であります。本法に規定のない限り、刑法総則その他刑法理論が当然適用されることになるわけではありません。

そこで、第一条は、この法律の趣旨を明らかにしたものであり、特に説明を要しないと思います。

また、第二条は、適用の基準を示したものであります。第二条は、適用の基準を示したものであります。

第三条は、扇動と凶器の定義を明示して、乱用防止をはかつております。

第四条は、テロ殺人の既遂、未遂、予備、陰謀罪を規定し、刑罰の定義は、大審院判例以来

確立した定義であります。教唆に近い概念でありますから、拡大解釈のおそれがあります。

第五条は、テロ殺人の教唆、扇動者を独立罪として重く罰しております。ただ、本条は、正犯が殺人の実行に着手した場合に、正犯に準じて最高は死刑を科することができます。

第六条は、テロ傷害致死罪の規定、第七条は、銃砲刀剣等の凶器を準備してこれを用いてなすテロ傷害及びその未遂罪を規定しております。

第八条は、情を知つてテロ犯人に凶器や金品等を供与した者を罰する規定であります。

第九条は、凶器を示してテロ脅迫罪を規定したものであります。

第十条は、テロ殺人犯人を公

然と賛美した者を罰する規定であります。

ですが、本条は、テロ殺人の教唆、扇動には至らないが、テロ殺人が敢行され

た後に、その犯人の殺人行為をほめたたえるがごとき不穏な言論は、きわめ

で反社会的な言論であり、テロ殺人を助長するおそれがあり、憲法で保障さ

れだ言論の自由の範囲を著しく逸脱し

たものとして、社会的にどうい許容

し得ない犯罪的言論であります。

がるテロ殺人贊美の言論は、国民の法

意識において、言論犯罪としては是認さ

れるものと確信いたすのであります。

なお、第十二条は、刑の減免の規定であります。事前の自首等によりテ

との関係でありまするが、破防法の規定は、御承知のように、政治上の主義、施策を推進し、反対し云々する目的をもつてといふ目的罪になつております。この破防法でもつては、赤尾敏さんも、あのよろな悪質なテロ殺人の教唆扇動者さえもくくり得なかつた。起诉し得なかつたといふ事実にかんがみまして、われわれは、テロ殺人の本犯よりも、テロ殺人の教唆扇動者の方をより憎むべきである。テロを防止するためにも、このよろな背後にあつてテロを教唆扇動するやからを重く罰する必要がある、そういう観点から、独立犯として処罰するものであります。そこで、破防法との関連においては何ら矛盾するものはないと考えております。

官報(号外)

設されて、何ら不合理はないと考へるであります。

なお、歴史上の人物について賛美した場合には、これが処罰の対象になる。教唆扇動者さえもくくり得なかつた。起诉し得なかつたといふ事実にかんがみまして、われわれは、テロ殺人の本犯よりも、テロ殺人の教唆扇動者の方をより憎むべきである。テロを防止するためにも、このよろな背後にあつてテロを教唆扇動するやからを重く罰する必要がある、そういう観点から、独立犯として処罰するものであります。そこで、破防法との関連においては何ら矛盾するものはないと考えております。

それから、下の下策であるが、よりよい案があれば撤回の意思があるか、という事でござりますが、自民党並びに政府に、テロを根絶するという熱意、決意が具体的にあれば、われわれは十分話し合ひ用意はござります。しかしながら、テロとテロを混同するような暴力対策に対し、われわれは話し合いの余地がない、といふことを申し上げておきます。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君登壇) お答え申します。

暴力行為は、民主主義の最大の敵でございます。われわれは、日本社会党並びに民主社会党の御提案になります法律案の内容を検討するはもちろんで、各方面から鋭意検討を重ねて、申しあげておきました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

中でございました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 今準備

りつけな案を御審議願うよう、今準備

いたします。(拍手)

○議長(

臣が特定公共事業の認定をする際に、その議を経なければならないものといたしまして、特定公共事業の認定に慎重を期しておる次第でございます。

第二に、これらの特定公共事業の円滑な執行をはかる措置を講ずることといたしました。

まず、その一として、事前の説明等を義務づけております。すなわち、特定公共事業となるべき事業の目的、内容及び緊急性について、あらかじめ地元住民等に対して説明し、またはこれらの人者から意見を聴取する等の措置を講ずる義務を事業施行者に課することいたしております。

その二といたしまして、特定公共事業の収用手続が円滑に進む措置といたしまして、事業認定及び土地細目公告

の有効期間の短縮、事業認定または裁決の申請書の縦覧を市町村長が怠りま

したような場合の都道府県知事の代行規定、土地調査書を作成し、この計

画に基づいて、土地もしくは建物の取

得、職業の紹介、指導もしくは訓練、

またはやむを得ず環境不良の土地に転

居した場合の環境整備に関する所要の

措置をとることといたしております。

以上、この法律案の要旨について御

説明を申し上げた次第でござります。

(拍手)

第三に、特定公共事業に伴う損失の適正な補償を確保する措置を講ずることといたしております。

その一として、現物補償の裁決の規

定等を整備いたし、現在土地収用法によつて認められているかえ地の提供、

宅地の造成等の現物補償のほかに、建

物の提供による補償の裁決ができる制

度を新設いたしますとともに、緊急裁

決が行なわれる場合におきましては、

被補償者からの物件の逆収用の請求及

び仮住居の提供の要求を認める制度を新たに設けることとしております。

その二といたしまして、当時の協議により土地等を買収する場合におきましても、土地、建物等、現物による給付の請求があつたときは、事業施行者

ものがある場合であつても、収用委員

会が概算見積もりによる仮補償金を定

め緊急裁決をすることができる制度

を新設いたしたのであります。これに

伴い、緊急裁決が行なわれる場合にお

きましては、収用委員会が収用後また

は使用後においても補償額を適正に算

定することができるよう所要の措置を

講ずる義務、収用委員会が必要と認め

るとときには事業施行者が担保を提供す

ます。

このときにおきましては、

行政機関、関係市町村長、申し出をし

た者の代表及び事業施行者と協議を行

い申し出によつて、都道府県知事が関係

行政機関、関係市町村長、申し出をし

た者の代表及び事業施行者と協議を行

昭和三十六年四月十三日 衆議院会議録第二十九号 公廿九

五八〇

が、この法案によりますと、適用事業は、道路、鉄道、空港、大都市交通、電気通信、治水及び利水並びに電力の各事業のうち、特に重要なものに限られています。これは、前に述べました私権の保護、私有財産権の尊重ということを特に考慮いたしまして、公共性、公益性的をきわめて高いものにしばられた御苦心の跡は明瞭に看取されるところであります。が、これらの事業範囲はいかなる基準によつて選定せられたものであるか、まず、この基本的な問題についてお伺いしたいのであります。

て、従来、公共事業並びに公益事業を通じて適用される統一的な補償基準がないために、用地買収にあたって、ことごとく無用の論議をかもし、混亂を生ずる事例が、しばしば見受けられるのであります。しかるに、この法案においては、土地収用上の根本的な問題である補償基準について何らの規定がないようですが、政府當局においては、この際、統一的な補償基準を作成する用意があるかどうか、この点についてお伺いしたいのであります。

次に、第四点といたしまして、現物補償の問題についてお尋ねいたしま

ついて、特に御見解を伺いたいと存じます。さきにも若干触れたところがありますが、特に、本法案の規定と憲法に保障する基本的人権との関連がきわめて微妙かつ重要な問題であることは由来まであります。この点につきましては、この法案によると、緊急裁定の規定を設けて、確定補償金額の決定を待たずして、概算見積もりによる仮補償金の支払いをもつて所有権を取得することになつております。このことは、この法案の立法趣旨にかんがみますと、特別措置法たるゆえんであると考えられます。この点、憲法第二十

ぬとは、憲法学者も、また、最高裁の判例もそくなつてはいない。しかし、私は、私人の権利を補償する上から由来しまして、本法には仮補償金の支払い等を収用委員会で規定して、できるだけ私人の権利を補償するようになつたておりますから、その疑問はないと思います。

〔国務大臣中村梅吉君登壇〕

○国務大臣(中村梅吉君) お答えいたします。

第一に、対象事業についての御質問でございましたが、この対象事業をどうしらべるかということは、きわめて重

われまして差額を生じました場合等の用意のために担保を供せしめる規定を設け、あるいはまた、緊急裁決を取扱いの場合は、すみやかに補償裁決を行なわなければならぬ、最終的な補償裁決ができるだけ早く急いでやれ、こういふことを取用委員会に義務づけておりまます。また、差額を生じた場合の清算金につきましては、起業者が万一怠つたような場合には、利息を付して過怠金を課する、あるいはまた、利息を付して清算をする、こういうような方途で譲じておるような次第でござります。

質問の第二点は、この法案によりますと、いわゆる緊急裁定の規定等を設けまして、収用手続の迅速化をはかることいたしておりますが、このことは、この法案の生命でもあり、同時に、他面、現実の実施面にあたりまして

す。私の見解としては、用地買収を円滑に実施し、かつ、被買収者の積極的・理解と協力を得るために、これら被買収者に対して、まず、生活上の不安を与えないようすること、生活再建対策に遺漏なきを期すること、これが

九条第三項の規定に触れる心配はないかどうか、きわめて本質的な重要な問題でありますので、特に縦理の明確な御答弁をわざわざしたいのであります。以上をもちまして私の質問を終わる

要な問題でござります。従いまして、用地取得制度調査会におきましても、非常に熱心な議論と、また、いろいろな資料によりまして検討をされました、本法案に盛り込みました要旨の結論を得たような次第でござります。従いまして

また、同時に、緊急裁決に関する規定をいたしまして、現物給与の規定の強化、あるいは生活再建に関する規定等を設けまして遺憾のないよう努めて参りたい、私権の保護ということについては、遺憾なきを期して参りたい、かよ

を侵害するような事態を招くことなき
を保しがたいと思われるのであります。
す。もとより、当局としては、十分慎
重な検討を重ね、周到な用意をもつて
臨まれているものと考えますが、この
私有財産の保護についていかなる措置
を講じていいか、率直な御見解を伺い
たいのであります。

きがめて肝要でありまして、これがな
め、現物補償の強化について特段の考
慮を必要とするものと思うものでござ
ります。この法案においても、特にこ
の点について留意されまして、現物給
付及び生活再建対策に關する規定が設
けられてあるようですが、政府
は、これらの規定によつて現物補償が
十二分に確保されるるとお考えになつて
いるかどうか、率直な御所信を承りた
いのであります。

○國務大臣池田勇人君登壇】ことといたします。(拍手)
○國務大臣(池田勇人君) お答え申し
上げます。
本法案と憲法第二十九条第三項との
規定の関係でござります。憲法第二十一
九条第三項は、「私有財産は、正当な
補償の下に、これを公共のために用ひ
ることができる。」こう書いてあるので
あります。従いまして、財産を供与す
ると同時に、これが補償を行なわなけ
ればならぬと義務づけてはいないので
あります。直ちに補償しなければなら
ります。

では特に重点を置いて、今後、審議会ができますとして、具体的にきめていく場合におきましても、この精神を十分に生かして参るようにならしたいと思うのであります。

第二に、緊急裁決についてのお尋ねでございましたが、これは、事業の執行を促進するための特例でございますので、特にこの問題につきましては、仮捕償金の前払いの規定を設けますと同時に、起業者に、その前払金について、あるいは最終的な補償決定が行な

うな措置を講じておる次第でござります。す。
次に、現物給付についてでございま
すが、現物給付の規定及び生活再建に
関する規定は、本法案の中でも重要な
部分をなすものでございます。特に、
この点についての御質問の要点は、現
物給付はどのくらい一体できる見込み
か、こういう具体的な御質問でござい
ました。が、この点は、各起業者に対し
まして、建設当局といたしましては、
この規定の精神を極力發揮して参りま
す。

れども、その住宅用地、少なくとも、政府施設住宅用地は、本特定公共事業の対象にならなかつたことを、どう考へておるか。少なくとも、営利追求の民間企業よりは優先するとの立場を貫かなければ住宅対策の責任を負うことがあるところができないのではないかと思ふのでありますけれども、この点、建設大臣の御所見を伺いたいのであります。

この法案の原案は、御承知のようないきなりのではないかと思うのでありますけれども、この点、建設大臣の御所見を伺いたいのであります。この法は、公共用地取得制度調査会で作成されたものでありますけれども、この調査会の設けられる際、内閣委員会における議論では、補償額決定以前に、起業者に対し、被収用者の意思に反してその使用権を認めるがとき公権力の強化により私有財産権を侵害することのないように強く要望する旨の附帯決議を付しておりますことは、当然、補償金前渡しの原則を確認したものと解すべきであります。ところが、今度の法案では、緊急裁決があつた場合、起業者が収用または使用開始の時期までに見積もり補償額を払い渡したときは収用の効果が発生するとなつておりまし

て、明らかに、さきの内閣委員会における附帯決議を無視しておるわけであ

ります。このように立法機関を無視する法案を提案するよりは、議会の權威、議会の秩序といふものは保たれる道理がございません。(拍手) あるいは、概算払いも前払いの一體であると

強引されるかもしませんけれども、概算では、補償額の決定とは言い得ます。また、概算では、関係者の完全な合意を得ることは不可能なはずであるにもかかわらず、その過程で強制収用が行なわれるといふようなことは、明らかに憲法第二十九条の財産権に違反する疑いが濃いと思ふのであります。

次に、農林大臣に対して伺います。本法案に対しましては、農民組合はもちろんでございますけれども、農業協同組合等の農業団体も、公権力の強化をはかり、農地法を無視し、現に、農民が電力会社等の機械と戦いつつあるダムや送電線までこの法律に便乗させ、一挙に農民の要求をじゅうりんすることに対しては、断固反対の態度を明らかにしておりますことは、農林大臣も、つとに御承知のことろと思うのでござります。調査会の答申では、特定公共事業の用に供する場合は、農林大臣、知事の許可を要しないといふ案であったのでござりますけれども、これに対して、農林省としては、農地転用許可是、本制度の趣旨の末端まで徹底を措置した上で許可を行なつておられます。この調査会の答申では、これ

は、補償と生活再建対策で、従来より一步前進しようととする努力は認められますが、具体的な裏づけもございません。ここに、百尺竿頭一步を進め、従来の生活より悪くはしないといふ意味のことを明文化すれば、政府に

いたいと思うのでござります。

政治は、国民の幸福、生活の向上のためにあります。いわゆる所

得倍増といふようなものが曲がりなりません。ここに、百尺竿頭一步を進め、従来の生活より悪くはしないといふ意味のことを明文化すれば、政府にいたいと思うのでござります。

第一の、地代賃貸統制令の撤廃は、御承知通り、昭和二十五年七月以前の建築にかかるものでござります。そ

の後のものは全部統制しておりませ

ん。従いまして、昭和二十五年七月以前の分ばかりを統制するということは、その後おもろくございませんし、な

れば、いたずらに公権力を強化する印象を与えるだけであると思ひますが、この字句の追加及び補償金庫の新設について考慮しておるかどうか、建設大臣の御所見を伺いたいのであります。

(拍手)

○国務大臣池田勇人君登壇

一点は、地価の暴騰に対する対策でございます。この地価の暴騰は、経済の急速な発展、ことに、人口の急速な都市集中にあることと考へます。従いまして、従来、学校とか工場等は、大都市において相当制限をしてきたのでござります。しかし、それにもかかわらず、お話をよくな暴騰がござりますので、われわれは、今後、土地造成、このように、衛星都市の建設あるいは交通の整備等、あらゆる方法を講ずると同時に、今後、積極的に、学校等について、そのような場合のいろいろな問題を検討し、地価の暴騰を押えたいと私は考へておるのであります。

第一の、地代賃貸統制令の撤廃は、御承知通り、昭和二十五年七月以前の建築にかかるものでござります。そ

の後のものは全部統制しておりませ

ん。従いまして、昭和二十五年七月以後の分ばかりを統制するということは、な

お、今後賃家建築に支障を来たすと考

(権能)

(委員の任命)

四 前各号の業務に附帯する業務

第五章 財務及び会計

第二十三条 次の各号に掲げる場合においては、理事長は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならぬ。

- 新技术の開発に関する基本方針を決定するとき。
- 開発を実施すべき新技术を選定するとき。
- 新技術の開発を実施した結果についてその成否を認定するとき。
- 審議会は、前項各号に掲げる場合のほか、理事長の諮問に応じて、新技术の開発に関する重要な事項を審議することができる。

第二十六条 委員の任期は、二年とする。

第二十七条 第十五条第一項及び第二十条の規定は、委員について準用する。

第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

第二十九条 事業団は、毎事業年度、財務の開発の成果を企業等に委託して開発を実施すること。

- 会長は、会務を総理する。
- 審議会は、あらかじめ委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

第二十五条 委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三十条 事業団は、毎事業年度、開発の委託等に関する認可

第三十一条 事業団は、毎事業年度、開発の規模の決定並びに当該開発の規模の決定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとす

第三十二条 事業団は、毎事業年度、財務の開発の成果を企業等に委託して開発を実施すること。

- 前号に掲げる業務に係る新技術の開発の成果を普及すること。
- 新技术の開発について企業等に委託すること。
- 前号に掲げる業務に係る新技術の開発について企業等に委託すること。
- 前号に掲げる業務に係る新技術の開発について企業等に委託すること。

第三十三条 事業団は、毎事業年度、財務の開発の成果を企業等に委託して開発を実施すること。

第三十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算

第三十五条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金による積立金を減額して、整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

- 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができ

第三十六条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を変更しようとするときも、同様

第三十七条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を変更しようとするときも、同様

第三十八条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を変更しようとするときも、同様

- 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不
- 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不
- 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十六条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部

を次のように改正する。

第二条第十二号中「特定船舶整備公団」の下に「新技術開発事業団」を加える。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十七条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部

を次のように改正する。

第八条第五号中「理化学研究所」

の下に「及び新技術開発事業団」を

加える。

理由

新技術の開発を効率的に行ない、その成果を普及するため、新技術開発事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長山口好一君。

【報告書は会議録追録に掲載】

「山口好一君登壇」

○山口好一君 ただいま議題となりました

二十三年法律第七十七号)の一部に結果について御報告申し上げます。

本委員会は、従来理化学研究所の開発部において担当いたしておりました新技術の開発業務を、より強力に推進させるため、同部門を理化学研究所より分離独立させ、新技術開発事業団を設置しようとするものであります。本事業団の業務は、企業化が著しく困難な

ため、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、從来理化学研究所の開発部において担当いたしておりました新技術の開発業務を、より強力に推進させるため、同部門を理化学研究所より分離独立させ、新技術開発事業団を設置しようとするものであります。本事業団の業務は、企業化が著しく困難な

ため、同部門を理化学研究所より分離独立させ、新技術開発事業団を設置しようとするものであります。本事業団の業務は、企業化が著しく困難な

制上の助成措置を講ずること等が本案の要旨であります。

本案は、去る三月十六日池田務大臣より提案理由の説明を聽取した後、

商工委員会と連合審査会を開会し、田中武夫君より、行政の総合調整を主務

とする各庁と事業所管各省との権限の関係について根本的に検討の要がある

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

移住及び植民に関する日本国とブル

ジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

午後二時二十八分散会もつて散会いたします。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これを

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

法務大臣 植木庚子郎君

農林大臣 周東 英雄君

労働大臣 小金 義照君

建設大臣 石田 博英君

自治大臣 安井 謙君

郵政大臣 中村 梅吉君

法務政次官 松本 一郎君

法制局第二部長 野木 新一君

總理府總務長官 藤枝 泉介君

科学技術政務次官 松本 一郎君

法制局長官 林 修三君

(理事補欠選任)

一、去る十一日、議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。

の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

移住及び植民に関する日本国とブル

ジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

國民年金特別会計法

精神衛生法の一部を改正する法律

(政府委員自然消滅通知受領)

精神衛生法の一部を改正する法律

精神衛生法の一部を改正する法律

精神衛生法の一部を改正する法律

精神衛生法の一部を改正する法律

昭和三十六年四月十三日　衆議院会議録第二十九号　朗読を省略した議長の報告

(条約通知書受領)

一、昨十二日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。
移住及び植民に関する日本国とブルジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国民年金特別会計法案
精神衛生法の一部を改正する法律案

衆議院会議録第二十三号中正誤

バシ段行誤
卷三四
から八百八十五名
百八十四名

昭和三十六年四月十三日　衆議院會議録第二十九号

明治二十二年五月三日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(印上販紙社)一五
大藏省印刷局
東京都新宿区市谷本村町一五
電報九段御通二一
謹